

別表

種別	要件	軽減補助額
1類	<p>私立高等学校又は私立専修学校高等課程に在学する生徒のうち徳島県内に住所を有する者であって、次の要件に該当する生徒であること。</p> <p>1 成績要件 1年生は当該年度1学期の、2、3年生は前年度の生徒の成績が5段階評価で2以下が50%未満であること。</p> <p>2 経済的要件 (1) 保護者等が生活保護世帯である場合 (2) 保護者等の市町村民税所得割額が非課税である場合 (3) 保護者等の(市町村民税の課税所得額(課税標準額)×6%)から市町村民税の調整控除額を減じた額(4月から6月までの月分の軽減事業にあつては前年度分。7月から翌年3月までの月分の軽減事業にあつては当年度分。以下同じ。)が154,500円未満である場合</p>	<p>当該私立高等学校又は私立専修学校高等課程に生徒が納付すべき授業料の全額から就学支援金支給額を控除した額</p> <p>ただし、令和元年度における徳島県内の私立高等学校及び私立専修学校高等課程の平均授業料を上限とする。</p> <p>なお、令和元年度における授業料が平均授業料を超える私立高等学校又は私立専修学校高等課程については、当該学校における令和元年度の授業料を上限とする。</p>
2類	<p>私立高等学校又は私立専修学校高等課程に在学する生徒のうち徳島県内に住所を有する者であって、次の要件に該当する生徒であること。</p> <p>1 成績要件 1類と同じ</p> <p>2 経済的要件 上記1類以外で、保護者等の(市町村民税の課税所得額(課税標準額)×6%)から市町村民税の調整控除額を減じた額が227,100円未満である場合</p>	<p>当該私立高等学校又は私立専修学校高等課程に生徒が納付すべき授業料の</p> <p>1/2から就学支援金支給額を控除した額</p> <p>ただし、令和元年度における徳島県内の私立高等学校及び私立専修学校高等課程の平均授業料の1/2を上限とする。</p> <p>なお、令和元年度における授業料の1/2が平均授業料の1/2を超える私立高等学校又は私立専修学校高等課程については、当該学校における令和元年度の授業料の1/2を上限とする。</p>

<p>特別</p>	<p>私立高等学校又は私立専修学校高等課程に在学する生徒のうち徳島県内に住所を有する者であって、次の要件に該当する生徒であること。</p> <p>1 成績要件 学習意欲があると認められること。</p> <p>2 経済的条件 保護者等の失業や倒産などの家計の急変により、授業料の納付が困難となった者で、急変後の世帯の総所得金額が年収590万円未満相当となる見込みであり、家計急変の原因が現に継続していること。</p>	<p>当該私立高等学校又は私立専修学校（高等課程）に生徒が納付すべき授業料の全額から就学支援金支給額を控除した額</p>
-----------	---	--